法人税法第八十一条の九第二項第一号イ	第五十八条第一項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次号イにおいて「震災特例法」という。）第十六条の三第一項（震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例）の規定によりみなして適用する第五十八条第一項
法人税法第八十一条の九第二項第二号イ	第五十八条第二項	震災特例法第十六条の三第一項の規定によりみなして適用する第五十八条第二項
法人税法施行令第百十二条第十二項第一号イ⑵	法第五十八条第一項ただし書	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十六条の三第一項（震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例）の規定によりみなして適用する法第五十八条第一項ただし書
法人税法施行令第百十六条第一項	欠損金額	欠損金額（震災特例法第十六条の三第一項（震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例）の規定により法第五十八条第一項に規定する災害損失欠損金額に該当するものとみなされた金額を除く。）
法人税法施行令第百五十五条の十九第三項第二号	法第五十八条第二項	震災特例法第十六条の三第一項（震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例）の規定によりみなして適用する法第五十八条第二項
	同条第二項の	震災特例法第十六条の三第一項の規定によりみなして適用する法第五十八条第二項の

第十七条の二第二項中「第十七条の二第六項」を「第十七条の二第五項」に改める。

第十七条の二の二第一項中「に規定する政令で定める期間は、同項」を「及び第二項に規定する政令で定める期間は、福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する提出企業立地促進計画（以下この項において「提出企業立地促進計画」という。）に定められた同法第十八条第二項第二号に規定する企業立地促進区域（以下この項において「企業立地促進区域」という。）」に改め、同項第一号中「法第十七条の二の二第一項に規定する提出企業立地促進計画」という。）に定められた同項に規定する企業立地促進区域（以下この項において「企業立地促進区域」という。）」を「提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域」に改め、同項第二号中「法第十七条の二の二第一項に規定する」を「提出企業立地促進計画の福島復興再生特別措置法第十八条第四項の規定による」に、「福島復興再生特別措置法第十八条第七項」を「同条第七項」に改める。

第十七条の四中「第十七条の二第十三項」を「第十七条の二第十二項」に改める。

第十八条の二第二項中「十以上」の下に「（当該全てを満たすものでその床面積が五十平方メートル以上のものが四以上ある場合には、四以上）」を加え、「当該各独立部分」を「当該要件の全てを満たす各独立部分」に改め、同項第三号中「五十平方メートル」を「二十五平方メートル」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　その賃貸が公募の方法により行われるものであり、かつ、当該公募において次に掲げる事項（その床面積が五十平方メートル以上のものにあっては、イに掲げる事項）が明らかにされているものであること。

イ　その賃貸が、東日本大震災の被災者に対し優先して行われること。

ロ　その賃貸が、単身者（現に同居し、又は同居しようとする者がない者をいう。）に対し優先して行われること。

第十八条の四中「第八号に」を「第九号に」に、「同項第八号」を「同項第九号」に改める。

第十八条の五中「前条第三項第八号」を「前条第三項第九号」に改める。

第十九条第四十項の表法人税法施行令第百二十三条の八第十一項第二号の項の次に次のように加える。

租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第四項第二号	）又は	）若しくは
	の規定	又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十九条第一項（震災特例法第二十条第七項において準用する場合を含む。）の規定
租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第六項第一号	）又は	）若しくは
	の規定	又は震災特例法第十九条第八項（震災特例法第二十条第八項において準用する場合を含む。）の規定

第十九条第四十項の表租税特別措置法施行令第三十九条の九第一項第二号の項中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）」を「震災特例法」に改める。

第二十二条の二第四項中「第二十五条の二第十四項」を「第二十五条の二第十三項」に改め、「政令で定める金額」の下に「及び法第二十五条の二第十三項の規定により読み替えて適用される地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」を加え、同条第六項中「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に改める。

第二十二条の二第一項中「に規定する政令で定める期間は、同項」を「及び第二項に規定する政令で定める期間は、福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する提出企業立地促進計画（以下この項において「提出企業立地促進計画」という。）に定められた同法第十八条第二項第二号に規定する企業立地促進区域（以下この項において「企業立地促進区域」という。）」に改め、同項第一号中「法第二十五条の二の二第一項に規定する提出企業立地促進計画（次号において「提出企業立地促進区域」という。）に定められた同項に規定する企業立地促進区域（以下この項において「企業立地促進区域」という。）」を「提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域」に改め、同項第二号中「法第二十五条の二の二第一項に規定する」を「提出企業立地促進計画の福島復興再生特別措置法第十八条第四項の規定による」に、「福島復興再生特別措置法第十八条第七項」を「同条第七項」に改め、同条第五項中「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に改める。

第二十二条の二第二項中「政令で定める金額」の下に「及び法第二十五条の三第五項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」を加え、同条第四項中「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に改める。

第二十二条の三第二項中「政令で定める金額」の下に「及び法第二十五条の三第五項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」を加え、同条第四項中「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に改める。

第二十二条の三の二第四項中「政令で定める金額」の下に「及び法第二十五条の三の二第四項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」を加え、同条第五項中「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に改める。